

食安輸発第0509003号

平成20年5月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年5月9日付け食安輸発第0509001号）にて通知したところですが、今般、輸入者の自主検査において、台湾産生鮮にんじんからアセフェートを複数検出したことから、台湾産にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）に対する検査命令の検査項目にアセフェートを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

<違反事例>

1 品名：生鮮にんじん

生産地域：台湾

輸入者：有限会社 サンフレッシュ

輸出者：JEFF CHOU ENTERPRISE CO., LTD.

届出数量及び重量：800カートン、8,000kg

検査結果：アセフェート 0.12ppm（基準値：0.01ppm）

届出先：那覇検疫所

違反確定日：平成20年4月24日

措置状況：全量保管中

2 品 名：生鮮にんじん

生産地域：台湾

輸入者：有限会社 豊成貿易

輸出者：POINT TRADING CO., LTD.

届出数量及び重量：2,399カートン、23,990kg

検査結果：アセフェート 0.03ppm（基準値：0.01ppm）

届出先：東京検疫所

違反確定日：平成20年5月2日

措置状況：全量保管中